

大口定期

平成 28 年 5 月 2 日現在

1. 商品名	・自由金利型定期預金（大口定期）
2. 販売対象	・法人、個人
3. 期間	<ul style="list-style-type: none"> ・定型方式…1 ヲ月、3 ヲ月、6 ヲ月、1 年、2 年、3 年、4 年、5 年 ・満期日指定方式…1 ヲ月超 5 年未満 ・定型方式の場合は、預入時の申し出により自動継続（元金継続、元利金継続）の取り扱いはできません
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> ・一括預入 ・1,000 万円以上 ・1 円単位
5. 払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・固定金利 ・預入時の店頭表示の利率を約定利率として満期日まで適用します ・自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します ・預入期間 2 年未満のものは満期日以後に一括して支払います ・預入期間 2 年以上のものは中間利払日（預入日から満期日の 1 年前の応当日までの間に到来する預入日の 1 年毎の応当日）以後および満期日以後に分割して支払います（口座振替方式） ・尚、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率（約定利率×70%）により計算します ・付利単位を 1 円とした 1 年を 365 日とする日割計算
7. 税金	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の平成 49 年 12 月 31 日までの間に支払われる利息には、復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）の税金がかかります ・法人は総合課税となります
8. 手数料	
9. 付加できる 特約事項	・個人の自動継続扱いのものは「総合口座」の担保とすることができます（貸越利率は担保定期預金の約定利率に 0.5% 上乘せした利率）
10. 中途解約時の 取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日前に解約する場合は、別表の期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともに支払います ・尚、中間払利息が支払われている場合には、期限前解約利息との差額を清算します
11. 金利情報の 入手方法	・金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください
12. 苦情処理措置・ 紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または営業推進部お客さまの声担当（9 時～17 時、電話：0120-0988-50）にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 静岡県弁護士会（電話：054-252-0008）及び東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記営業推進部または全国しんきん相談所（9 時～17 時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。なお、各弁護士会に直接申し立てていただくことも可能です。</p>
13. その他参考と なる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します ・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本 1,000 万円までとその利息が保護の対象となります（当金庫における、決済用預金以外の保護対象預金等を合算して、元本 1,000 万円までとその利息等が保護されます）

－預金 10(1)－

静岡信用金庫

大口定期 [別表]

<預入期間に応じた期限前解約利率>

預入期間	期限前解約利率
預入日から1ヵ月未満で解約する場合	解約日における普通預金利率と、下記A、Bのうち最も低い利率
預入日から1ヵ月経過後に解約する場合	下記A、Bのうち低い利率
A : 約定利率 - 約定利率 × 30%	
B : 約定利率 - $\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$	
(注) 小数点第4位以下切捨てとし、普通預金利率を下回らないものとします	